

## データヘルス計画推進支援業務の委託に関する 質問及び回答

### 【質問1】仕様書

第4. 1. ①提供する帳票・データについて提供いただくデータは何年分でしょうか？

### 【回答】

効果分析等は前年度比較していただきたいため、初年度は2カ年、それ以降は1カ年のデータを提供します。

### 【質問2】仕様書

第4. 1. (2) 保健事業の評価分析について

「共済組合が前年度に実施した保健事業について」という記載がありますので、令和2年度に実施した事業について効果測定を行うという意味でしょうか？

もし、そうであれば効果測定を実施する事業は本仕様書のア～カに該当する事業ということでしょうか？

### 【回答】

「令和2年度に実施した事業について効果測定を行うという意味でしょうか」については、お見込みのとおりです。同様に令和4年度には令和3年度に実施した事業、令和5年度には令和4年度に実施した事業について効果分析をしていただきます。

なお、第4. 1 (1) に記載のア～カは基礎分析において実施していただきたい項目です。効果測定をしていただきたい保健事業とは、第2期データヘルス計画で定めている保健事業のことを指します。

### 【質問3】仕様書

第4. 1. (3) 組合会向けの資料作成について

「実施年度10月までのレセプトデータを用いて基礎分析を行い」とありますが、第4. 1. (1) でご指示いただいた5月末納品の基礎分析とは別に改めて分析を行うということでしょうか？

### 【回答】

お見込みのとおりです。

### 【質問4】仕様書

第4. 1. (7) スケジュールに記載のある各報告書について

基礎分析の他に「分析結果報告書」「中間報告会資料」「最終報告会資料」「組合会向け資料」とありますが、これは基礎分析として納品した内容および令和2年度に実施した事業についての効果測定から抜粋して会議用の資料の作成を行うという意味でしょうか？

### 【回答】

基礎分析のデータ及び前年度に実施した保健事業についての効果測定データを基に、それぞれの用途に合わせて資料作成していただきます。

**【質問 5】 仕様書**

第 4. 1. ②、(1) ⑧ア、イについて職員区分は何種類の区分に分かれますでしょうか。

**【回答】**

常勤職員，再任用，臨時的任用職員，会計年度任用職員及び任意継続組合員の 5 つに分かれます。

**【質問 6】 仕様書 4 (3)**

第 4. 2. (1) ア～カの事業について

対象者の具体的な抽出条件また今年度実施された勧奨方法について教えてください。

(例：オ… 6 剤以上の投薬がある方を抽出し、電話による医療機関への受療勧奨を行った等)

**【回答】**

①アについて

(抽出方法)「標準的な健診・保健指導プログラム」の健診検査項目の保健指導判定値及び受診勧奨判定値を基準に設定した血糖，血圧，脂質及び腎機能に係るリスク保有者（通院あり）をレセプト及び特定健診データから抽出

(勧奨方法) 所属長を通じ，対象者に重症化予防プログラムの案内を送付。リスクの高いものから順に職場へ電話を掛け，保健指導を受ける意思ある者に対し，保健師が 2 度の電話面談と手紙による指導を実施

②イについて

(抽出方法)「標準的な健診・保健指導プログラム」の健診検査項目の保健指導判定値及び受診勧奨判定値を基準に設定した血糖，血圧，脂質及び腎機能に係るリスク保有者（通院あり）をレセプト及び特定健診データから抽出

(勧奨方法) 対象者に対し，通知文及び生活習慣改善啓発冊子を送付

③ウについて

(抽出方法) 糖尿病，心疾患の受診歴及び処方歴があり，かつ歯科を受診していない者をレセプトから抽出

(勧奨方法) 対象者に対し，通知文送付

④エについて

(抽出方法)

○頻回受診：2 カ月連続して，1 カ月間に同一医療機関での受診が 15 回以上ある者を抽出

○重複受診：2 カ月連続して 1 カ月間に同一疾病で受診医療機関が 3 カ所以上ある者を抽出

○重複投薬：2 カ月以上連続して，2 カ所以上の医療機関で同一成分医薬品の処方がある者を抽出

○多剤投薬：6 種類以上の同一成分医薬品の処方が 10 カ月間以上ある者を抽出

(勧奨方法) 対象者に対し，通知文送付

⑤オについて

(抽出方法) 人間ドック又はがん検診において，要精密検査の対象となったが，健診月以降において肺，胃，大腸，乳房，子宮，前立腺に係る IDC コードがレセプトに記載されていない者を未受診者とみなし抽出

(勧奨方法) 対象者に対し，通知文送付

**【質問7】仕様書**

第4. 2. (2) および (3) 通知の実施について

「上記ア～カの対象者を抽出、報告する」とありますので、通知の実施は貴組合で実施されるということでしょうか？

そうであれば、「(3) 通知書の作成」は各通知のデザインを行うという意味でしょうか？それとも、各通知書の印刷まで行うという意味でしょうか？

**【回答】**

ア～カの事業のうち、共済が指定する事業について、各人が保有する健康リスクに関する情報を分かりやすく情報提供できるよう、健診データに基づく個別通知を作成し印刷までしていただき、通知の実施は共済組合で実施します。

現段階ではアの事業について印刷までしていただきたいと考えています。

その他については、健康リスクに関する情報を分かりやすく情報提供するための通知文を共済組合が作成及び通知を実施するため、通知文のデザイン等に関する助言等をいただきたいと考えています。

**【質問8】仕様書**

仕様書 第4 業務内容 2 重症化予防等

各通知実施につきまして、印刷・発送は貴組合にて実施されるとの認識で相違ありませんでしょうか。(受託者からは通知分データのみ提供)

受託者にて印刷・発送を行う場合、送料は別途実費精算との認識で相違ありませんでしょうか。

**【回答】**

ア～カの事業のうち、共済が指定する事業について、各人が保有する健康リスクに関する情報を分かりやすく情報提供できるよう、健診データに基づく個別通知を作成し印刷までしていただき、通知の実施は共済組合で実施します。

現段階ではアの事業について印刷までしていただきたいと考えています。

その他については、健康リスクに関する情報を分かりやすく情報提供するための通知文を共済組合が作成及び通知を実施するため、通知文のデザイン等に関する助言等をいただきたいと考えています。

なお、送料についてはお見込のとおり、実費精算です。

※ 質問について、基本的には提出いただいた原文のままで掲載していますが、その内容を明確にするため、一部表現を変更しているものもあります。